

令和元年 第7回沼田町議会臨時会 会議録

令和 元年12月 2日(月)
午前 10時00分 開 会

1. 出席議員

議 長	9番	小 峯	聡	議員	1番	鵜 野	範 之	議員
	2番	畑 地	誉	議員	3番	久 保	元 宏	議員
	4番	高 田	勲	議員	5番	篠 原	暁	議員
	6番	伊 藤	淳	議員	7番	長 野	時 敏	議員
	8番	上 野	敏 夫	議員	10番	大 沼	恒 雄	議員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名
町 長 横 山 茂 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	菅 原 秀 史 君	総務財政課長	前 田 昌 清 君
産業創出課長	中 野 栄 治 君	農業推進課長	瀧 本 周 三 君
住民生活課長	嶋 田 英 樹 君	建設課長	村 中 博 隆 君
保健福祉課長	黒 田 美 和 君	和風園園長	安 念 昌 典 君
旭寿園園長	森 田 秀 幸 君		

5. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 浅 野 信 行 君 書 記 沼 本 次 登 君

7. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件 名)
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
議案第76号	町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第77号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第78号	沼田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第79号	令和元年度沼田町一般会計補正予算について

(開 会 宣 言)

○議長（小峯聡議長）只今の出席議員数は10人です。定足数に達していますので、本日を以って招集されました、令和元年第7回沼田町議会臨時会を開会致します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

(会議録署名議員の指名)

○議長（小峯聡議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番、畑地議員、3番、久保議員を指名いたします。

(会期の決定)

○議長（小峯聡議長）日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮り致します。本臨時会の会期は本日1日間と致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決しました。

(一 般 議 案)

○議長（小峯聡議長）日程第3。議案第76号。町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（前田昌清課長）議案第76号。町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を提出する。令和元年12月2日提出、町長名でございます。町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、条文の朗読を省略させて頂きまして、提案理由を説明させて頂きます。

国家公務員の給与に関しまして、民間格差を是正する事とする令和元年人事院勧告に沿って給与改定を実施することとした給与改正法が11月15日に参議院本会議において可決され成立致しました。沼田町におきましても人事院勧告に準拠致しまして又、他町の動向を踏まえ職員の給与条例の改正を提案するものでございます。改正の内容につきましては、別紙にて改正概要をお配りしておりますので、そちら

の方で説明をさせていただきます。

上段（１）、給料表の改正でございますが、改定率平均０．１％の引き上げで、各級の改定金額につきましては記載のとおりでございますが、若年層に配慮した改正になっております。初任給の改正につきましては、高校卒で２千円、短大卒で１，８００円、大学卒で１，５００円の引き上げとなっております。

次に（２）、勤勉手当の改正でございます。年間支給月額、４．４５ヶ月を０．０５ヶ月分引き上げ、４．５ヶ月分に改正するものでございます。一般行政職をご覧頂きたいと思っております。令和元年度分の支給につきましては、１２月期の勤勉手当において０．０５ヶ月分を引き上げることとし、令和２年度以降につきましては、６月、１２月に支給する勤勉手当をそれぞれ０．０２５ヶ月分を引き上げるものが主な改正内容でございますが、実施時期につきましては、平成３１年４月までさかのぼることとし、すでに支給されたものは給与の内払いとみなし、後日差額を支給することとしてございます。本改正に伴います補正予算につきましては、１２月定例会にて提案させて頂くことでご理解を賜りたいと思っております。

次に（３）、その他の改正でございますが、住居手当の改正につきましては、手当の支給対象となる家賃額の下限額を４千円引き上げ１万６千円とし、手当額の上限を１千円引き上げ、２万８千円とするものでございます。なお、今回の改正により手当額が２千円を超える職員については、旧手当額から２千円を控除した額を１年間支給する経過措置が設けられております。総務省の通知に基づきまして、超過勤務手当の算出基礎に寒冷地手当を加える改正を合わせて提案させて頂いております。住居手当及び時間外手当の算出方法の改正につきましては、施行時期を令和２年４月としております。ご審議の程、宜しくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第７６号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（小峯聡議長）日程第4。議案第77号。特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（前田昌清課長）議案第77号。特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてについて。特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を提出する。令和元年12月2日提出、町長名でございます。特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、条文の朗読を省略させて頂きまして提案理由を説明させて頂きます。

特別職の期末手当の年間支給月数につきましては、職員に準じて支給月数の改正を実施していることから、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例と同様に、年間支給月数4.45ヶ月分を0.05ヶ月分引き上げ、4.5ヶ月分とする改正であり、別紙改正概要特別職に記載しておりますが、令和元年度分の改正につきましては、12月期の手当てにおいて0.05ヶ月分を引き上げることとし、令和2年度以降につきましては、6月、12月に支給する期末手当をそれぞれ2.25ヶ月分とする改正条例でございます。施行につきましては、令和元年度に係る第1条につきましては、平成31年4月までさかのぼることとし、令和2年度以降に係る第2条につきましては、令和2年4月から適応するものとしております。本改正に伴う補正予算につきましても、職員分と同様に12月定例会にて提案させて頂くことをご理解を賜りたいと存じます。ご審議の程、宜しくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第77号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（小峯聡議長）日程第5。議案第78号。沼田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（前田昌清課長）議案第78号。沼田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。沼田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を提出する。令和元年12月2日提出、沼田町長名でございます。沼田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。条文の朗読を省略させて頂きまして、提案理由させて頂きます。

今回の改正につきましては、期末手当について職員及び特別職と同様に、0.05ヶ月分を引き上げ、支給月数を4.5ヶ月分とするものでございまして、別紙改正概要、議会議員に記載のとおりでございます。実施時期につきましては、平成31年4月までさかのぼり適応するものとしております。ご審議の程、宜しくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第78号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（小峯聡議長）日程第6。議案第79号。令和元年度沼田町一般会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（前田昌清課長）議案第79号。令和元年度沼田町一般会計補正予算について。令和元年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和元年12月2日提出。町長名でございます。別冊の令和元年度沼田町一般会計補正予算（第5号）の1頁をお開き願いたいと思います。令和元年度沼田町一般会計補正予算（第5号）。令和元年度沼田町の一般会計の補正予算（第5号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億7,352万8千円と定める。2項を省略致します。令和元年12月2日提出。町長名でございます。

今回提案の補正予算につきましては、本臨時会で可決頂きました議案の内、支給日の関係から議案第78条、沼田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正に伴います補正予算を提案するものでございます。6頁をお開き願いたいと思います。6頁中段、歳出でございます。1款議会費、1項1目議会費、3節職員手当等9万7千円の増額補正であります。議会議員の期末手当の支給月数0.05ヶ月分の引き上げに伴います増額補正でございます。上段、歳入でございます。12款地方交付税、1項1目地方交付税9万7千円の増額補正でございますが、今ほどご説明申し上げました歳出補正の財源と致しまして、地方交付税を増額し収支の均衡を図ったものでございます。以上申し上げまして提案説明とさせていただきます。ご審議の程、宜しくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第79号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（小峯聡議長）以上で、本臨時会に付議された案件は全て終了しました。これにて令和元年第7回沼田町議会臨時会を閉会致します。ご苦労様でした。

10時10分 閉会
会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長 小 峯 聡

署名議員 畑 地 孝

署名議員 久 保 元 宏